

平成19年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年12月21日(金)

議事日程(第5号)

平成19年12月21日午前10時開議

日程第 1 委員長報告 議案第77号ないし議案第98号
請願第3号及び請願第4号

日程第 2 議員提案第 9号 後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について
追加日程 議員提案第10号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

日程第 1 委員長報告(討論・採決)

日程第 2 議員提案第 9号(提案理由説明・採決)

追加日程 議員提案第10号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
4番	荒井 康夫 君	5番	益子 慎哉 君
6番	深谷 秀峰 君	7番	平山 晶邦 君
8番	成井 小太郎 君	9番	福地 正文 君
10番	高星 勝幸 君	11番	茅根 猛 君
12番	菊池 伸也 君	13番	関 英喜 君
14番	片野 宗隆 君	15番	平山 伝 君
16番	山口 恒男 君	17番	川又 照雄 君
18番	後藤 守 君	19番	黒沢 義久 君
20番	小林 英機 君	21番	沢 畠 亮 君
22番	立原 正一 君	25番	生田目 久夫 君
26番	宇野 隆子 君		

欠席議員

3番 鈴木 二郎 君

説明のため出席した者

市 長 大久保 太一 君 副市長 梅原 勤 君

教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 正 美 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	岡 本 一 美 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 谷 利 行	副参事兼総務係長	吉 成 賢 一
次長兼議事係長	菊 池 武		

午前 10 時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 25 名であります。

欠席議員の氏名を申し上げますから、ご了承願います。3 番鈴木二郎君、以上 1 名であります。

よって、定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第 1，委員長報告を行います。

議案第 77 号から議案第 98 号まで並びに請願第 3 号，請願第 4 号，以上 24 件を一括議題として、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。19 番黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成 19 年第 4 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第 77 号常陸太田市市税条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第 84 号（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約について，原案可決すべきものと決定。

議案第 85 号平成 19 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 89 号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 90 号平成 19 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 5 号）について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。13 番関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成 19 年第 4 回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第 103 条及び第 136 条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査の結果の順にご報告いたします。

議案第 78 号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 79 号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 80 号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 83 号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第 86 号平成 19 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 87 号平成 19 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第 91 号平成 19 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案可決すべきものと決定。

裏に参りまして、議案第 92 号平成 19 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第 3 号教育予算の拡充を求める請願、採択すべきものと決定。

請願第 4 号高齢者に負担増と差別医療を強いる 2008 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願、不採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（高木将君） 次、産業水道委員長高星勝幸君の報告を求めます。10 番高星勝幸君。

〔産業水道委員長 高星勝幸君登壇〕

産業水道委員長（高星勝幸君） 産業水道委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成 19 年第 4 回常陸太田市議会定例

会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第82号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第96号平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第97号平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第98号平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 次、建設委員長沢畠亮君の報告を求めます。21番沢畠亮君。

〔建設委員長 沢畠亮君登壇〕

建設委員長(沢畠亮君) 建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第81号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決すべきものと決定。

議案第88号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第93号平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第94号平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について、原案可決すべきものと決定。

議案第95号平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長(高木将君) 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(高木将君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第78号，議案第80号，議案第81号，議案第83号，議案第85号，請願第4号，以上6件について討論の通告がありますので，発言を許します。26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です。反対討論を行います。

議案は，第78号国民健康保険税条例の一部改正についてほか，議案第80号，81号，83号，85号の5件と，請願第4号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願の不採択に対して，反対の討論を行います。

議案第78号国保税条例の一部改正についてです。

この改正は，2006年6月に政府与党が強行した医療改革法，これは単独の法律ではなく，12本の法律からなっており，高齢者を中心にした自己負担の引き上げ，自己負担上限の引き上げ，混合診療，そして，特に問題になっている後期高齢者医療制度も導入されております。その後期高齢者医療制度に便乗して，前期高齢者の国保税も年金天引きする改悪も，強行されました。65歳以上で，月額1万5,000円以上の年金を受給する国保世帯の世帯主は，来年4月から保険税が天引きとなります。今，各地で，異常に高い国保税が加入者を苦しめ，貧困をますますひどくしております。これまで行われてきた分納や納付猶予の納税相談もできなくなる，問答無用の年金からの天引きは，高齢者の生存権を脅かしかねません。このような改正は認められません。

議案第80号廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてです。

これは，一般廃棄物の収集，運搬及び処分に関する直営事業の廃止で，市内全域を許可制度に変更する一部改正です。昨年度から，水府地区，里美地区において許可制となり，太田地区が直営で行われており，これが許可制となる改正です。太田地区は，今年度し尿汲みとり料金の改正で，36リットル当たり230円が306円に，2008年度からは306円が338円以内の料金となり，2年間のうちに36リットル当たり108円もの値上げは認められません。市内全域を許可制にすることによって，これまで払っていた委託費や人件費が3,000万円から減額できることは，財政上で，担当課においても十分検討された結果だと思っておりますが，その後の職員の補償，業務上の管理については，しっかり行ってほしいと思っております。

議案第81号戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

現在の世帯割，人数割の料金体系から人槽別料金体系に改正する議案ですが，副市長が本会議でも議案説明で，改定率が高くなるので猶予期間を設けたと説明され，引き続き当該浄化槽を使用する者の使用料については，平成23年3月31日まで3年間，従前の例によるとなっております。

議案質疑の際にも述べましたけれども，里美地区の世帯人員で見ると，2人から3人が全体の51.9%も占めており，しかも，人槽別世帯数で見ますと，1人であっても5人槽の設置，7人槽の設置，10人槽の設置とさまざまです。これは，世帯人員2人であっても，3人であっても，5人槽，7人槽，10人槽を使っており，例えば4人で10人槽を設置している世帯が14世帯もありますが，現行だと，料金が月2,300円プラス消費税。ところが今回の改正では，この2，

300円が4,200円にもなると。大変多額な引き上げになるわけです。世帯人員が1人から2人は、おそらく高齢者世帯でしょう。そうなると、こうした高齢者世帯で、2倍、4倍、5倍になる料金を簡単に納められるわけがありません。大変な改定率でもあるし、問題です。今後、分担金については減免制度がありますが、浄化槽の使用料については減免制度がありません。実態に見合う減免制度の検討も必要になると思います。

議案第83号市立小中学校設置条例の一部を改正する条例についてです。

児童生徒の減少に伴って、小中学校の統廃合計画が検討されております。今回、小学校4校が統廃合の対象校となって、新しく、金砂郷地区には金砂郷小学校として、水府地区には水府小学校として、来年4月1日から始まります。私は、児童生徒数の減少に伴う財政的な理由を中心とした統廃合は、すべきではないと思います。これが私の基本的な考えです。11月21日の全協の席上、教育委員会から統合に至るまでの説明会等の経過や、複式学級の推移をあらわした資料説明がありましたが、すべてにわたって納得できるものではありませんでした。

私は、文教民生委員会の審査の中で、千葉大学の三輪教授、教育者としては大変有名な方ですが、この方の学校規模を考える5つのポイントを紹介いたしました。同じことをこの場で申し上げますが、その学校の規模を考えるポイントの5つですが、1つは、みんながよく知り合える比較的少人数の規模が維持される。これは、一人ひとりの子供が人間として大切にされるというものです。2つ目として、歩いて楽に通える。これは、地域で守られながら通うことになり、歩いてくる環境が、1つの教室のような人間関係に支えられていることになる。3つ目は、学校が地域に根ざしている。これは、地域の教育力ということです。4つ目として、施設や環境が整っている。5つ目、歴史や伝統がある。この5つです。

現在、子供たちのいじめ、不登校を抱える問題について、生徒、児童数が大きな学校になればなるほど、その解決は困難性があると言われております。小規模校のよさを生かしての教育を推進すべきだと思います。学力の面では、小規模のよさが成果として実感されております。今までその地域に、地域とともにあった学校がなくなるということは、地域の教育力を弱めますし、子供たちにとっても大変な負担を及ぼします。児童生徒数が少ないというだけで統廃合はすべきではありませんし、どうしてもという場合でも、さまざまな資料を地域、父母に提供して、十分な教育的議論をしっかりと保障すべきです。当市ばかりの問題ではありませんが、少なくとも、上から統廃合を決め、いろいろ理由をつけて統廃合を進めるやり方は憤むべきで、地域の理解、合意を得ることが大事だと思います。

議案第85号平成19年度一般会計補正予算についてです。

議案質疑の際、5件について私は質疑を行いました。その中の普通財産取得費の公有財産購入費800万円の用地購入費について、これは納得できません。日立電鉄廃線後、大分たちますが、面積4万7,000平方メートルを、線部分が無償、面部分有償と、こういう線部分、面部分と区別する方法も大変疑問です。今回は川中子駅舎跡地分3,474平方メートルを取得し、その価格は、不動産鑑定士で1,070万円と言われておりますが、800万円で購入する。そもそも不動産鑑定士が入ること自体、私は、これまでの経過からすると疑問にも思います。最初から売るつ

もり、買うつもりでいるのかということです。

日立電鉄線廃止によって、大きな迷惑、損失をこうむったのは常陸太田市です。ですから、市長は、廃止直後の私の一般質問の中で、次のような答弁をされているわけです。一括購入の方法を示し、その中で、こう言うております。「取得に当たりましては、ただいまの財政の厳しさ等を勘案いたしまして、極力ゼロに近い方向への交渉を、これからでございますが、やっていきたいと思えます。既に、今までも接触の中で、私からもそのような趣旨のことを日立電鉄に伝えているところでございます」。いつの間にか、1,000万円以下という話が出てきまして、私はそのたびにこのときの答弁を持ち出して、市長にその姿勢をただしてきましたけれども、結局800万円という多額な額を支出して購入するということ自体、認められません。

これまでの質問の中でも、日立市との関係もあるという答弁もありました。これも、後からついてきた理由ではないでしょうか。川中子駅舎跡地にライスセンターをつくり、JAみずほと賃貸契約を結ぶとの話もありましたけれども、この問題もどのように検討されたのかよく見えておりません。日立電鉄線廃止跡地の駅舎跡地の800万円の購入は、これまでの経過からしましても、認めることはできません。

請願第4号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願の不採択に対して反対の討論を行います。

私は、一般質問でも、来年4月から導入されようとしている後期高齢者医療制度は、年金額が月1万5,000円以上の方は、介護保険料とあわせて後期高齢者医療保険料が年金から天引きされる、現在、扶養家族として健保等に参加している高齢者は保険料を払っていませんが、新しい制度では、健保等から脱退し、すべての高齢者が保険料を負担することになる、年金が月額1万5,000円未満の高齢者の保険料は窓口納付、普通徴収になり、保険料を滞納すれば保険証が取り上げられるなどの問題点を指摘し、この制度は、75歳以上の人を後期高齢者と呼んで他の世代から切り離し、必要な医療はすべて保険で給付するという日本の国民皆保険の根底から切り崩しかねない、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪であり、老後の生活を脅かす後期高齢者医療制度の実施は、一時や一部の凍結ではなく、中止・撤回こそ必要と主張し、今回も市長の見解を一般質問で行いました。

今、次々と後期高齢者医療制度の矛盾が噴出し、中身が知られてくる中で、高齢者も、国民、自治体、地方議会、医療関係者などから、一斉に批判の声が沸き起こっております。福田内閣政権与党も、現行制度で健保の扶養家族の人から新たに保険料を徴収することを半年程度延期する、70から74歳の医療費窓口負担を2倍に値上げすることを1年程度延期するなど、医療改悪の一部の凍結を言い出さざるを得なくなっております。

小泉・安倍の6年間、高齢者は所得税、住民税の増税、国保料、介護保険料の値上げ、医療の窓口負担引き上げなど、相次ぐ負担増に悲鳴を上げてきました。政府が「お年寄りの置かれている状況に十分配慮し、きめ細かな対応に努める」、福田首相の所信表明ですけれども、このように言うなら、小手先のごまかしではなく、制度の実施そのものを中止すべきです。そして、請願でも述べているとおり、窓口負担増をやめさせ、国際的にも異常に高い窓口負担を引き下げる、公

的医療保険の解体を許さず、保険医療を拡充する、減らし続けた医療への国庫負担を計画的にもとに戻し、保険料負担の軽減、医療保険財政の建て直しを図ることこそ必要です。したがって、請願第4号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願は、願意妥当であると言えます。

以上、6件につきまして反対の意見を述べまして、討論といたします。よろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次、議案第84号、第85号、以上2件について討論の通告がありますので、発言を許します。25番生田目久夫君。

〔25番 生田目久夫君登壇〕

25番（生田目久夫君） 25番生田目でございます。議長のお許しをいただきまして、しばらくぶりでこの壇上に立たせていただきました。私は、今回の定例会に提案された議案中、ただいま議長からありました84号、85号について、反対の討論をいたします。けさ、事務局に参りまして、今回のこの議案に対しましての質疑ということでありましたが、それはなりませんので、急遽、反対討論ということで踏み切ったわけであります。

皆さんも既にご承知のとおり、この常陸太田市民の水がめと言いますか、結局、この第84号につきましては、常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約についてということでございますが、これは既にご承知のとおり、旧常陸太田市の重要な水がめであります。そして、この水がめが、既にご案内のとおり、20数年前に旧里美村の小菅地内にクリーンセンターとして開設をしておるわけであります。

今回のこの更新工事に当たりましては、既に借り入れ期間というのが30年ということは、よく理解はできます、家屋に対しては。そうした中で、旧太田市民の間においても20年前にいろんな問題を抱えて、なかなかそれが達成できずに、里美村でこういうものが水がめの上流につくられたということで、当時から大変苦悩をしまいったわけであることは、既に皆さんもご承知であろうと。

そうした中で、今回のこうした更新工事ということではありますが、この辺がどうも私、クリーンと、今度はいろんなこういう付加価値の高い、そしてまた補助対象が今回あるということで、私は、この問題については大変結構ではありますが、そういう面から申し上げましたときに、旧住民の声は、ちょうどこの機会を契機として川下のほうに建設をされたらいかなものかという声、ずっと聞かれておりました。最後、そういう契機でなりまして、今回そういう話がぽつぽつ見えておりました、何とかそういう方向で市のほうでは進めていただけないであろうかということでもあります。

これも既にご承知のように、里川の地域の関係での方は殊にそうですが、家族ともどもレジャーに参加する、あるいはアユ釣り、そして八ヤ釣り、ヤマベ釣り、そういうものをなさる方の大半の意見は、最近、里川の水が非常に汚れてきているのではないかと。といいますのは、以前は、私どもがはだして川に入って川底の石を踏むときに、現在の軽石のような肌ざわりのよさが非常にあったと。ところが現在は、何か石が泥のようなもので包まれて、すべすべするような状態に

なってきた。そういう原因かどうかはわからんけれども、最近はアユがあまりとれなくなってきたと、こういうような意見があるわけでありませう。

そういうことで、何とか今回のものについても、これから先、20年、あるいは30年と大事に使用する水がめの施設であるということで、この契機を利用して、大変でもあろうが、そういう方向につくりかえていってはいかがなものであろうかということでありませう。と同時に、現地の声もぼつぼつ、今度は太田市と合併になったと、新生太田市ができたこと。それによって、太田市でも上流の水がめの問題について、私もいろいろ聞いておったこと。この際、改革をして下のほうへ持って行っていただけるのかなという声も、ちょいちょい聞かれておるわけでありませう。そういうことから考えますときに、この水がめの問題は、私は非常に重要な問題であるというように考えさせられるわけでありませう。

また、工事関係につきましても、いろんな方のお話も聞いておりますが、例えば、三井さんと、それから一方のコダカさんですか、コダカさんの入札価格によってこの工事が進められようとしている。

議長（高木将君） コダカじゃなくてアタカです。

25番（生田目久夫君） 失礼しました。アタカです。急遽なものですから、ちょっと……あまり書いてこなかったんです。

そういうことで、ある関係方に言わせると、この計画は、積算の問題、あるいは基本計画というものは、本当によくはできていないんだと、あるいはこれから業者と話し合いをしながら推し進めていくんだというようなことが、ちょっと耳にしておりますが、そういうことであるとすれば、私もとしては大変大きな問題であるということが考えられるわけでありませう。ある方は、この入札問題について、こういうことを申しております。例えば、悪く解釈する場合、三井さんのほうで高い価格でよって、当然低い方が入札する。次は、お前がこうやれ、私はそれでやるとというようなことも、あるいは考えられないわけではないこと。そういう危険な状態にあるときに、市当局としても、もう少し慎重にこの問題は検討するべきであるということでありませう。

以上のようなことでありませうので、ぜひとも私はこの問題でもう少し質疑をしてみたいと思いましたが、残念ながら以上のようなわけでありませうして、この問題については改めて考え直さない限りは、私は反対を申し上げます。

次に、第85号であります。一般会計補正予算（第4号）、ただいま26番の議員から発言がありました。今、ご承知のように財政が非常に厳しい中で、最終的には、前におっしゃられたように、路線の問題、それから各駅舎の跡地の問題というものでいろいろございましたが、現在では、800万だということで結局取得したいと。

その800万の問題について、こうした経済不況の中で、困窮する中で、この800万を市で投じて、そして、これをJAに貸借関係で取り引きをするんだと。この問題について、これはどういう経済効果が、あるいはどういう問題があるのか、この辺がどうも私には、前議員がおっしゃられるように釈然としないわけでありませう。こういう問題はもう少し詳細に、こういう問題であるからこういうふうにして、こういうふうにしたいと、だからご協力を願いたい、こういうこ

とであれば私どもも理解をしないわけではありませんが、その辺がちょっと説明不足ということでありまして、これでは私どもも、議会の最大の問題、重責でありますチェック機関というものがなされないと。これでは、どうも議員各位も困るのではないのでしょうか。これは私の考えであります。こういう面から、もう少し詳細に、殊に財政の困窮が問題ですから、理解を求めると。最後まで理解を求めて、実施するという事ではなければならないのではないだろうか、というふうに私は考えております。

以上のようなわけで、84号と85号、もっといろいろ思いはありますが、そういうことで、今回は反対をいたします。ありがとうございました。

以上でございます。

議長（高木将君） 25番議員に申し上げます。ただいまの84号議案についての発言中、工事関係……、前段のところについては議員本人の思いの部分であります。工事関係についての発言の中で、積算はどうもできていないというようなことがあるようであるというようなご発言がございました。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） それから、2社による入札に関しまして、三井が高い、アタカ大機が安いから、アタカ大機が落札をしたということでありましたが、それはこの次というようなお話がございましたけれども、その部分について触れた発言があったわけでありまして、これは、言いによっては、とらえようによっては、憶測という部分がありますので、その辺につきましては……。

〔「憶測じゃなくて……」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 私が発言中ですので、お聞きください。

ですから、こういったことについては、討論の場で発言すべき内容ではなく、その以前の質疑等において、十分に執行部に対して疑問点をぶつけることができたこととさせていただきますので、その辺について私のほうからご注意を申し上げておきたいと考えます。

ただいまメモをとったことにつきまして、私のほうからさせていただきます。討論は討論ということで……。

〔「だったら申し上げますが……」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 発言は今もう終わりましたので、お戻りください。

以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号常陸太田市市税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号については、原案可決する

ことに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第78号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第78号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第79号常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第80号常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第80号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第81号常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第81号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第82号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第 8 3 号常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第 8 3 号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第 8 4 号（仮称）常陸太田市汚泥再生処理センター更新工事の請負契約については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第 8 4 号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第 8 5 号平成 1 9 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 4 号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第 8 5 号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

議案第 8 6 号平成 1 9 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 8 7 号平成 1 9 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 8 8 号平成 1 9 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 8 9 号常陸太田市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第 9 0 号平成 1 9 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 5 号）について、議案第 9 1 号平成 1 9 年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 9 2 号平成 1 9 年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 9 3 号平成 1 9 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 9 4 号平成 1 9 年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について、議案第 9 5 号平成 1 9 年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 9 6 号平成 1 9 年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、議案第 9 7 号平成 1 9 年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 9 8 号平成 1 9 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）について、以上 1 3 件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号から議案第98号まで、以上13件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号教育予算の拡充を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については、採択することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

請願第4号高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願については、委員長報告のとおり、不採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、請願第4号については、不採択とすることに決しました。

日程第2 議員提案第9号

議長（高木将君） 日程第2，議員提案第9号後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） お許しをいただきましたので、議員提案第9号について、お手元に配付されています文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第9号後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成19年12月21日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく平山晶邦。

提案理由でございますけれども、提案理由、国においては、高齢者の暮らしと健康を守るため、後期高齢者医療制度の改善を行うよう、意見書をもって要望するものである。

次ページに参りまして、後期高齢者医療制度の改善を求める意見書案。来年4月から後期高齢

者医療制度が実施されようとしている。75歳以上の高齢者全員から保険料が徴収され、月1万5,000円以上の年金生活者は、保険料が年金から天引きとなる。厚生労働省の試算では、平均月6,200円の保険料が年金から天引きされ、介護保険料と合わせると、月1万円以上の大きな負担となるところであり、2年ごとの見直しで、後期高齢者の保険料は医療費の増大に応じて自動的に値上げとなる。さらに、病院などの医療機関に支払われる診療報酬は、75歳以上の後期高齢者は、心身の特性にふさわしいなどの名目で診療報酬を引き下げ、受診できる医療が制限されることが考えられる。このまま後期高齢者医療制度が実施されれば、高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼし、必要に応じた医療が受けられない事態が懸念されるところである。

よって、政府においては、下記のとおり、後期高齢者医療制度の改善を行うよう強く要望する。

記

- 1、医療費に対する国庫負担割合を引き上げること。
- 2、低所得者に対する保険料減免制度の実施や医療費一部負担金減免制度を設けること。
- 3、後期高齢者が必要で十分な医療が保障される診療報酬とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年12月21日、常陸太田市議会。提出先は、衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。全議員のご理解、ご賛同をいただきまして、意見書案について可決されますようお願い申し上げます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑ですか。

〔「異議あり、ただいまの私の反対討論に対しての……」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ただいまの議員提案第9号に対しての質疑の時間でありますので、ただいまの発言は認めません。

質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第9号後期高齢者医療制度の改善を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第9号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第10号

議長（高木将君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（高木将君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） なしと認めます。

議員提案第10号について、提案理由の説明を求めます。13番関英喜君。

〔13番 関英喜君登壇〕

13番（関英喜君） お許しをいただきましたので、議員提案第10号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成19年12月21日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、同じく山口恒男、同じく平山晶邦。

提案理由。国においては、教育の水準や機会均等などを確保するため、教育予算を確保、充実されるよう意見書をもって要望するものである。

次ページに参りまして、教育予算の拡充を求める意見書案。子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子供たちから大変有益であるとされている。茨城県でも「のびのびいばらきっ子プラン」

として、小学校1・2学年で、少人数学級やチームティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編成の弾力化等県単独事業を実施している。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや、地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。このため、学校施設などを含めて、教育条件の地域間格差も広がりつつある。一方、就学援助受給者の増大にあらわれているように、低所得者層の拡大、固定化が進んでいる。自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子供たちが受ける教育水準に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。教育は、未来への先行投資であり、子供たちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられる必要がある。そのために、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある。

こうした理由から、政府においては次の事項を実施するよう要望する。

1、義務制第8次、高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。

2、義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。

3、学校施設整備費、就学援助、奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

4、教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年12月21日、常陸太田市議会。提出先は、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてとなります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第10号教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第10号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成19年第4回市議会定例会の閉会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、12月11日から本日まで11日間の会期でございました。その間、条例の一部改正、工事請負契約及び平成19年度各会計補正予算など、合計22件についてご審議をいただきました。全案件につきまして原案のとおり可決をいただき、まことにありがとうございました。議員の皆様のご慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

審議の過程においていただきましたご意見やご要望、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして、取り組んでまいりたいと存じます。

これから、さらに厳しい寒さに向かう季節でございます。皆様にはご自愛をいただきまして、幸多き新年を迎えられますことを心からお祈り申し上げまして、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（高木将君） 今期定例会は、12月11日から本日まで11日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重ご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成19年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等委員会付託表

平成19年12月17日

委員会名	日時	場所	付託議案等
総務委員会	12月18日 午前10時	全員協議会室	議案第77号 議案第84号 議案第85号 議案第89号 議案第90号
文教民生委員会	12月18日 午後2時	全員協議会室	議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第83号 議案第86号 議案第87号 議案第91号 議案第92号
産業水道委員会	12月19日 午前10時	全員協議会室	議案第82号 議案第96号 議案第97号 議案第98号
建設委員会	12月19日 午後2時	全員協議会室	議案第81号 議案第88号 議案第93号 議案第94号 議案第95号

平成19年第4回常陸太田市議会定例会請願文書表(第1号)

平成19年12月17日

受理 番号	受 理 年月日	件 名 及 び 要 旨	提出者氏名	紹介議員	付 託 委員会
3	H19.11.29	<p>教育予算の拡充を求める請願</p> <p>義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、学校施設整備費、就学援助・奨学金、教職員給与等教育予算の確保・充実を求める意見書を、国の関係機関に対し送付されるよう請願いたします。</p>	<p>請願者 常陸太田市中城町15 1番地 茨城県教職員組合 県北支部常陸太田班 班長 石井 久雄 他261名</p>	茅根 猛	文教民生
4	H19.12.4	<p>高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める請願</p> <p>高齢者がいつでもどこでも安心して医療が受けられる制度になるよう、新たな後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書を政府に対し提出していただくよう請願します。</p>	<p>請願者 水戸市城南3-15- 24 みのわビル3F 茨城県社会保障推進協 議会 代表委員 渋谷 敦司</p>	宇野 隆子	文教民生

平成19年第4回常陸太田市議会定例会
一般質問発言通告者及び発言要旨

平成19年12月13日

通告順	通告者	発言要旨	答弁を 求める者
1	立原 正一	1．生活基盤，生活環境，防災について (1) 国道293号の整備促進とアクセス道路の整備及び常磐高速道日立南太田ICへの直接乗り入れの促進について (2) 県道日立笠間線，日立下土木内・常陸太田線の整備促進について (3) 小目町豆飼地区，大森町南部地区の水防策について 2．農商工業，観光について (1) 競争力のある農業経営の育成について (2) 地場産品販売センター及び共同加工所の機能をもった地域交流施設のPFI方式による設置促進について (3) 佐竹・徳川両家の博物館の建設について 3．行財政運営について (1) 行財政改革の推進について(含む職員教育) (2) 経常収支比率の改善について (3) 指定管理者制度の拡充について 4．平成20年度予算編成について (1) 基本方針，重要事項等について (2) 自主財源確保について (3) 補助金削減等について	市長 副市長 教育長 関係部長
2	木村 郁郎	1．奨学資金制度について (1) 現行奨学資金貸与条例について (2) 保護者の経済状況の変化に対応するセーフティネットについて (3) 学習意欲を持つ学生・生徒が進学をあきらめることのない施策について 2．緊急地震速報について	市長 教育長 関係部長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
2	木村 郁郎	(1) 緊急地震速報の活用について (2) 全国瞬時警報システム (J - A L E R T) の運用について 3 . 常陸太田大使について (1) 委嘱後のバックアップ体制について (2) 創設目的に照らした現時点での評価について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
3	川又 照雄	1 . 常陸太田秋まつり 2 0 0 7 について (1) 今後の継続開催について (2) 各地区イベントに対して 2 . 教育関係について (1) 児童生徒の体力について 児童生徒の体力の現状について 体力向上のための取り組みについて 遊具・鉄棒の設置状況について (2) 峰山中校舎建設について 校舎建設の進捗状況について 木材部分で地元産材をについて 3 . 農業問題について (1) 遊休農地について (2) 農地保有合理化事業について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
4	深谷 渉	1 . 自主財源確保について (1) 寄附による投票条例について (2) 広告事業について 2 . 公的資金補償金免除繰上償還について 3 . 新入札方式導入について 4 . 安全・安心のまちづくりと少子化対策について (1) A E D の設置促進について (2) 妊婦無料健診の拡大について	市 長 関 係 部 長
5	鈴木 二郎	1 . 障害者及び高齢者の福祉対策について (1) 6 5 歳以上の高齢者と独居老人の現状について 県 , 市 , 地区別の高齢者の人口と比率について (2) 高齢者及び独居老人対策について 孤独死の状況と緊急時の対応施策について	市 長 関 係 部 長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
5	鈴木 二郎	<p>メンタルコミュニケーション対応について 財産保全対策について 交通安全対策について</p> <p>(3) 障害者の現状と対応について 市内の障害者の状況について 障害者の生活支援である「地域生活支援事業」 について 障害者の社会参加, コミュニケーションのため の体制充実について</p> <p>(4) 障害者の緊急対応体制について 災害や火災時の情報連絡体制について</p> <p>2. 地球温暖化防止の協働体制について</p>	市 長 関係部長
6	平山 晶邦	<p>1. 平成20年度予算編成について (1) 行財政改革が活かされた予算編成は (2) 補助金交付団体への考え方について</p> <p>2. 廃校後の学校施設等(他の市施設等も含めて)の 利活用について</p> <p>3. 市組織の機構について</p>	市 長 関係部長
7	益子 慎哉	<p>1. 限界集落への対応について 2. まちづくり振興基金を活用した事業について 3. 20年度統合される小学校の環境整備について 4. 行政懇談会, 説明会等の日程調整について</p>	市 長 教 育 長 関係部長
8	深谷 秀峰	<p>1. 合併後の行政サービスの評価について 2. 商店街の活性化について 3. 新規就農者への支援対策について</p>	市 長 関係部長
9	宇野 隆子	<p>1. 来年度の予算編成の基本方針について 2. 男女共同参画推進のための条例制定について 3. 市民バスの有料化問題について 4. PCB処理施設建設計画の現状と市の対応につ いて 5. 後期高齢者医療制度の問題について 6. 肺炎球菌ワクチン予防接種費用への助成について 7. 安心して子どもを産み育てられる施策の拡充につ</p>	市 長 関係部長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
9	宇野 隆子	いて (1) 無料妊婦健診の回数増について (2) 子どもの医療費無料化について	市 長 関係部長
10	菊池 伸也	1 . 観光行政の確立について (1) 竜神大吊橋の魅力アップに係る取り組みについ て (2) 修学旅行で田舎に泊まろう「生活体験」につい て (3) 観光協会の一歩化について 2 . 生活環境の整備について 3 . B & G 水府海洋センターグラウンドのトイレ改修に ついて	市 長 教 育 長 関係部長

平成19年12月18日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

総務委員長 黒 沢 義 久

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第77号	常陸太田市市税条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第84号	(仮称)常陸太田市汚泥再生処理センター 更新工事の請負契約について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第85号	平成19年度常陸太田市一般会計補正予 算(第4号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第89号	常陸太田市職員の給与に関する条例の一 部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第90号	平成19年度常陸太田市一般会計補正予 算(第5号)について	原案可決 すべきも のと決定	

平成19年12月18日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

文教民生委員長 関 英 喜

文 教 民 生 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条及び第136条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第78号	常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第79号	常陸太田市診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第80号	常陸太田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第83号	常陸太田市立小中学校設置条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第86号	平成19年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決 すべきも のと決定	

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第87号	平成19年度常陸太田市介護保険特別 会計補正予算(第2号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第91号	平成19年度常陸太田市国民健康保険 特別会計補正予算(第3号)について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第92号	平成19年度常陸太田市介護保険特別 会計補正予算(第3号)について	原案可決 すべきも のと決定	
請願第3号	教育予算の拡充を求める請願	採 択 すべきも のと決定	
請願第4号	高齢者に負担増と差別医療を強いる20 08年4月実施の後期高齢者医療制度の中 止・撤回を求める請願	不 採 択 すべきも のと決定	

平成19年12月19日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

産業水道委員長 高星 勝 幸

産 業 水 道 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第82号	常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第96号	平成19年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第97号	平成19年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第98号	平成19年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	

平成19年12月19日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

建設委員長 沢 畠 亮

建設委員会審査報告書

平成19年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査結果	意見および要望
議案第81号	常陸太田市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決すべきものと決定	
議案第88号	平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第93号	平成19年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第94号	平成19年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきものと決定	
議案第95号	平成19年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきものと決定	

道路整備の推進と財源確保に関する意見書

常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、人口約6万人の農業を主産業とする市であり、地域間の交流・連携による活力あるまちづくりや安心安全に暮らせるまちづくりを推進しているところである。

しかし、当市の道路は、改良率が21.1%と低いうえ、災害時の緊急車両が通行できない箇所、歩道(通学路)のない箇所、幅員狭小箇所などの危険な箇所が多数残ったままとなっている。また、市内の国道293号及び国道349号など幹線道路については、大型車両の通行が多く、特に朝夕に著しい交通渋滞が発生しており、市民の安全で快適な生活に大きな支障をきたしていることから、これらを解消するために幹線道路等の早期整備が強く望まれているところである。さらに、道路の維持管理においては、今後、老朽化した橋梁やトンネル等が急増し、その維持修繕費の増大が見込まれる。

このような中、常陸太田市では毎年、道路特定財源に加えて多くの一般財源を投入し道路整備を行っている。そこで、国においては、以下の施策を講じられるよう強く要望する。

- 1 道路特定財源については、国民の期待する道路整備を強力に推進するため、受益者負担の原則に則り、一般財源化することなく全額道路整備に充当すること。
- 2 地方が真に必要な道路整備を行うため、道路特定財源については暫定税率の適用期間を延長し、道路整備のための安定的かつ確実な財源として確保するとともに、道路整備財源の地方公共団体への配分を高めることにより地方における道路整備財源の充実に努めること。
- 3 渋滞解消のために、国道293号バイパス整備及び国道349号4車線化を早期に整備すること。
- 4 中山間地の交流・連携に欠かせない国道461号を早期に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月11日

常陸太田市議会

後期高齢者医療制度の改善を求める意見書

来年４月から「後期高齢者医療制度」が実施されようとしている。７５歳以上の高齢者全員から保険料が徴収され、月１５，０００円以上の年金生活者は、保険料が年金から天引きとなる。

厚生労働省の試算では、平均月６，２００円の保険料が年金から天引きされ、介護保険料と合わせると月１０，０００円以上の大きな負担となるところであり、２年ごとの見直しで後期高齢者の保険料は医療費の増大に応じて自動的に値上げとなる。

さらに病院などの医療機関に支払われる診療報酬は、７５歳以上の後期高齢者は「心身の特性にふさわしい」などの名目で、診療報酬を引き下げ、受診できる医療が制限されることが考えられる。

このまま「後期高齢者医療制度」が実施されれば、高齢者の暮らしと健康に重大な影響を及ぼし、必要に応じた医療が受けられない事態が懸念されるところである。

よって、政府においては、下記のとおり、「後期高齢者医療制度」の改善を行うよう強く要望する。

記

- １ 医療費に対する国庫負担割合を引き上げること。
- ２ 低所得者に対する「保険料減免制度」の実施や「医療費一部負担金減免制度」を設けること。
- ３ 後期高齢者が必要で十分な医療が保障される診療報酬とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成１９年１２月２１日

常陸太田市議会

教育予算の拡充を求める意見書

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤作りにとってきわめて重要なことである。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されているが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされている。

茨城県でも「のびのびいばらきっ子プラン」として、小学校1・2学年で、少人数学級やチーム・ティーチングによるきめ細かな指導ができるよう、学級編成の弾力化等県単独事業を実施している。

しかし、義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体独自に少人数教育を推進することには限界がある。

このため、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差も拡がりつつある。一方、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでいる。

自治体の財政力や保護者の家計の違いによって、セーフティーネットとして子どもたちが受ける「教育水準」に格差があってはならない。

日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の割合や教職員数などに見られるように、OECD諸国に比べて脆弱と言わざるを得ない。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育が受けられる必要がある。

そのため、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要がある。

こうした理由から、政府においては次の事項を実施するよう要望する。

- 1 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度について、国庫負担率の2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
- 3 学校施設整備費、就学援助・奨学金など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。
- 4 教職員に人材を確保するため、教職員給与の財源を確保・充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月21日

常陸太田市議会